

平成19年7月

太田市外三町広域清掃組合議会臨時会

会 議 録

太田市外三町広域清掃組合

平成19年7月太田市外三町広域清掃組合議会臨時会会議録

平成19年 7月 4日（水曜日）

1. 出席議員

1番	正田 恭子	議員	2番	本田 一代	議員
3番	福井 宣勝	議員	4番	半田 栄	議員
5番	太田 けい子	議員	6番	山田 隆史	議員
7番	細谷 博之	議員	8番	横山 英雄	議員
9番	引間 サチ子	議員	10番	村山 博茂	議員
11番	川島 洋	議員	12番	小沢 惣一	議員

2. 説明のために出席した者

管理者	清水 聖義	副管理者	長谷川 洋
副管理者	久保田 文芳	副管理者	襟川 幸雄
会計管理者	上原 隆志		
局長	松島 茂	副局長	矢島 政充

3. 事務局出席者

議会事務局長	天 笠 彰		
課長補佐	栗原 善則	課長補佐	野口 完治
主任	新島 淳治	主事	岡部 智康

議 事 日 程（第1号の1）

平成19年 7月 4日 午後1時30分開議

太田市外三町広域清掃組合議会臨時議長 半田 栄

会議に付した事件及び順序

第 1 議長の選挙

議 事 日 程（第 1 号の 2）

平成 19 年 7 月 4 日 午後 1 時 3 5 分 開議

太田市外三町広域清掃組合議会議長 山 田 隆 史

会議に付した事件及び順序

第 1 副議長の選挙

第 2 議席の指定

第 3 会期の決定

第 4 会議録署名議員の指名

第 5 議案第 5 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
の専決処分について

○**議会事務局長（天笠彰）** 只今から本会議を開くわけですが、太田市の一般選挙後、また大泉町議会における清掃組合議員選挙後、議長、副議長ともに空席のため、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、出席議員の中で、半田栄議員が年長でございますのでご紹介を申し上げます。

◎開 会

午後1時30分開会

○**議会事務局長（天笠彰）** 臨時議長、議長席にお着き願います。

○**臨時議長（半田栄）** 只今ご紹介いただきました半田でございます。

○**臨時議長（半田栄）** 地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。なにとぞご協力の程、お願い申し上げます。

○**臨時議長（半田栄）** 只今から平成19年7月太田市外三町広域清掃組合議会臨時会を開会致します。

◎開 議

○**臨時議長（半田栄）** これより本日の会議を開きます。

◎議員辞職の件について

○**臨時議長（半田栄）** 議事に入る前に議員辞職の件についてご報告致します。去る4月18日、大泉町の森昌彦議員、平田昌利議員より、議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、太田市外三町広域清掃組合議会会議規則第70条第2項の規定により、これを許可致しましたのでご報告致します。

◎日程の報告

○**臨時議長（半田栄）** 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げた

とおりであります。その順序に従って会議を進めたいと思いますのでご了承願います。日程に入ります。

◎議長の選挙

○臨時議長（半田栄） 日程第1、議長の選挙の件を議題と致します。

これより議長の選挙を行います。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」）の声

○臨時議長（半田栄） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することに致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」）の声

○臨時議長（半田栄） ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定致しました。

議長に山田隆史議員を指名致します。

お諮り致します。

只今、臨時議長において指名致しました山田隆史議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」）の声

○臨時議長（半田栄） ご異議なしと認めます。

よって、只今指名致しました山田隆史議員を議長の当選人と定めることに決定致しました。

◎当選の告知

○臨時議長（半田栄） 只今、議長に当選されました山田隆史議員が議場におられますので、本席から組合議会会議規則第31条第2項の規定による告知を致します。

◎新議長就任あいさつ

○臨時議長（半田栄） 只今議長に当選されました山田隆史議員からご挨拶があります。

○臨時議長（半田栄） 山田隆史議員どうぞ。

○議長（山田隆史） 議長就任に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

只今、本会議におきまして議員各位の温かいご支援により、太田市外三町広域清掃組合議会の名誉ある議長の重責を担うこととなりました山田隆史と申します。

本組合の議会運営、公正な議会活動において実績を残されました荒井前議長の後任として受け継ぐことになりましたが、職務の重大さを痛感しておるところであります。先輩議員たちが築き上げた功績を汚すことなく職務を全うする所存でございます。

ご案内のとおり、ごみの更なる減量化、或いはリサイクルプラザが情報発信拠点となるよう、資源循環型社会の構築を目指し、住民と行政の協力の下、最前の努力を尽くして参りたいと考えておりますので、今後とも皆様方のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。大変簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。宜しく願い申し上げます。

◎議 長 交 代

○臨時議長（半田栄） 以上をもちまして臨時議長の職務を終了させていただきます。

○臨時議長（半田栄） 山田議長と交代致します。
(副議長退席。新議長、議長席に着席)

◎暫 時 休 憩

○議長（山田隆史） それでは只今から議長の職を努めさせていただきます。議事日程作成のため暫時休憩致します。

◎再 会

○議長（山田隆史） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。
日程に入ります。

◎副議長の選挙

○議長（山田隆史） 日程第1、副議長の選挙の件を議題と致します。

去る、4月18日、村山俊明副議長より組合議会会議規則第69条第2項の規定により辞職願が提出されました。

お諮り致します。

村山俊明副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」）の声

○議長（山田隆史） ご異議なしと認めます。よって村山俊明副議長の辞職を許可することに決定致しました。

○議長（山田隆史） これより副議長の選挙を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」）の声

○議長（山田隆史） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法につきましては、議長において指名することに致したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」）の声

○議長（山田隆史） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定致しました。

副議長に川島洋議員を指名致します。

お諮り致します。

只今、議長において指名致しました川島洋議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」）の声

○議長（山田隆史） ご異議なしと認めます。

よって、只今指名致しました川島洋議員を副議長の当選人と定めることに決定致しました。

◎当 選 の 告 知

○議長（山田隆史） 只今、副議長に当選されました川島洋議員が議場におられますので、本席から組合議会会議規則第31条第2項の規定による告知を致します。

◎新副議長就任あいさつ

○議長（山田隆史） 只今副議長に当選されました川島洋議員からご挨拶があります。

○副議長（川島洋） 大変お世話になります。議員皆様方に御推挙いただきました。誠にありがたい極みでございます。この上は山田議長をしっかりと支えるべく、皆様方のご協力を心からお願いを申し上げまして、就任のご挨拶に代えさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

○議長（山田隆史） ありがとうございます。

◎議 席 の 指 定

○議長（山田隆史） 次に日程第2、議席の指定を行います。

議席は組合議会会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名致します。

議員の氏名と議席の番号を天笠局長から朗読させます。

○議会事務局長（天笠彰） それでは朗読致します。1番、正田恭子議員、2番、本田一代議員、3番、福井宣勝議員、4番、半田栄議員、5番、太田けい子議員、6番、山田隆史議員、7番、細谷博之議員、8番、横山英雄議員、9番、引間サチ子議員、10番、村山博茂議員、11番、川島洋議員、以上でございます。

○議長（山田隆史） 只今朗読したとおり議席を指定致します。

○議会事務局長（天笠彰） 大変恐れ入りますが、お手元の席札の議席番号にかけてあります紙をお取りいただきたいと思っております。

◎会 期 の 決 定

○議長（山田隆史） 次に、日程第3、会期の決定を議題と致します。今、臨時会の会期は、本日1日と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山田隆史） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定を致しました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田隆史） 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第61条の規定により、議長において7番、細谷博之議員、8番、横山英雄議員を指名致します。

◎議 案 上 程

「議案第5号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について」

○議長（山田隆史） 次に日程第5、議案第5号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（山田隆史） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（松島局長挙手）

○議長（山田隆史） 松島局長。

○組合局長（松島茂） 議案第5号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本議案につきましては、本規約の一部を改正する必要が生じたものでございまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、その承認を求めるものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。2ページをお願い致します。この度の改正は、群馬県後期高齢者医療広域連合が平成19年7月1日から新たに本組合の組織団体となることに伴うもので、組合規約第2条中に、広域連合を追加、構成組織団体を掲載しております別表第1及び事務の共同処理を行う組織団体を掲載しております別表第2の5項中に群馬県後期高齢者医療広域連合を加えるものでございます。

なお、附則と致しまして、この規約は平成19年7月1日から施行するものでございます。

以上、議案第5号につきましての説明を終わりますが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（山田隆史） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山田隆史） 別に、質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（山田隆史） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山田隆史） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（山田隆史） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（山田隆史） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（山田隆史） 以上をもちまして、今、臨時会の議事全てを終了致しましたので、これをもって閉会と致します。大変ありがとうございました。

午後 1 時 4 5 分閉会

地方自治法第123条第2項及び太田市外三町広域清掃組合議会会議規則第6
1条の規定により、ここに署名する。

太田市外三町広域清掃組合議会議長

太田市外三町広域清掃組合議会議員

太田市外三町広域清掃組合議会議員